平成２５年（フ）第８７号
愛知県豊橋市花中町188番地の１　３
債務者　加子　照子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９５号
愛知県豊川市新道町１丁目２番地　諏訪住宅２街区４棟204号
債務者　比嘉アンドレルイスこと　ヒガ　アンドレ　ルイス
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４０２号
千葉県松戸市河原塚35番地の１　コスモグリーンハイツ102号、開始決定時の住所千葉県松戸市河原塚237番地２　エクステ東松戸108号
破産者　名取　　裕
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７５号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺400番地
破産者　株式会社寿ツーリスト
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３３５号
千葉県船橋市飯山満町２丁目374番地１　コスモ津田沼イーストコア603号
破産者　安部惠美子
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
長野県佐久市岩村田3751番地５
破産者　有限会社シャッターアルミ建材
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１８１６号
名古屋市中村区深川町３丁目36番地
破産者　株式会社プランダム
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２０号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社レイコフ投資顧問
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６号
群馬県前橋市青柳町501番地　ソニックシティ107号
破産者　星野　恒夫
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９号
群馬県前橋市文京町３丁目32番23号
破産者　有限会社ジーンズ・ショップ一丁目
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８０号
群馬県伊勢崎市連取元町39番地２　プチロワイヤル21Ｅ
破産者　久保田文子（旧姓後閑）
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
岐阜県本巣市仏生寺587番地　Ｒハウス仏生寺Ａ－６号、開始決定時の住所岐阜県本巣郡北方町北方1492番地
破産者　駒衣料こと彩華こと　飯尾　信善
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
岐阜市二番町13番地
破産者　有限会社豊和商事
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
静岡県沼津市桃里95番地の１
破産者　株式会社金富
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
和歌山市岩橋1504番地の４
破産者　有限会社はやし建装
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８６号
和歌山市府中92番地の２
破産者　株式会社和正システム
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
広島県呉市安浦町中央１丁目３番18号
破産者　安浦運送株式会社
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２号
熊本県合志市須屋1583番地４
破産者　有限会社東黄プランニング
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６０６８号
大阪府泉大津市臨海町１丁目４番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町２丁２番１号
破産者　堺電子工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
２　一般調査期日　平成25年７月17日午後３時
平成25年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部